

&lt;個別案件確認表（組織委員会）&gt;

組織委員会担当確認 2020年12月2日  
 東京都作業部会確認 2020年12月11日

事業名 選手村宿泊棟

案件名 選手村仕様新設工事及び選手村仕様解体工事の施工及び工事監理業務に関する実  
 施協定書（宿泊棟）

| 確認の視点   | 組織委員会の見解  | 備考  |
|---|---|-----|
| 経費の負担が平成 29 年 5 月 31 日の合意の考え方に基づくものであること      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・大枠合意の通り、当該事業は選手村宿泊棟にかかる「オーバーレイおよび仮設等のインフラの整備」の一環である。</li> <li>・なお、延期に伴う追加経費の取り扱いは、現時点で未定である。</li> </ul>   |     |
| 事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること | <ul style="list-style-type: none"> <li>・大枠合意において、経費分担に関らず、オーバーレイ、仮設等のインフラの整備を実施する役割は組織委員会が担うこととなっている。</li> <li>・整備にあたり、組織委員会が会場状況を把握し、一元的な整備を進めることにより、IOC および IF 要件を反映した施設整備とコスト縮減が可能</li> <li>・組織委員会が特定建築者と協定を締結し、整備を進めてきており、継続性が必要となるため、組織委員会が本件を一括して執行した方が効率的、効果的である。</li> </ul> |     |
| 経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・延期に伴い発生する追加工事であり、平成 29 年 7 月に締結した「第 32 回オリンピック競技大会及び東京 2020 パラリンピック競技大会の選手村における宿泊施設等の整備等に関する基本協定書」等に基づき、必要となる工事の変更である。</li> </ul>   | 必要性 |

|   |            |  |  |
|---|------------|--|--|
| <p>納得性(類似のものと比較して相応かなど)等の観点から妥当なものであること</p> | <p>効率性</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・リース品で既に設置済みのものを撤去し、大会前に再設置をすることは維持管理期間中の安全性の観点から難しく費用もかかり非効率的である。</li> <li>・設備メーカーの見解書等を確認し、消防設備等の経年劣化部品の交換や点検の追加など、建物の安全性や基本的性能を確保するために必要であるオーバーホール等のみを対象としており、必要最低限の内容である。</li> </ul>                                  |  |
|   | <p>納得性</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業の前提となる再開発事業スキームの中で決められた選手村の整備に係る工事・経費である。</li> <li>・特定施設建築物の一時使用に起因して発生する工事内容の変更については、メーカーヒアリング等を通して、必要最低限としている。</li> </ul>   |  |
| <p>その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること</p>       |            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・大枠合意の通り、当該事業は選手村宿泊棟にかかる「オーバーレイおよび仮設等のインフラの整備」の一環であり、公費負担の対象として適切であると考ええる。</li> <li>・選手村全体の累計として、V4予算内</li> <li>・延期に伴う追加経費については、既存経費も含めて可能な限りの効率化、精査を図る。また、延期に伴う追加経費については、現時点においては、その取扱が未定であるため、当面組織委員会の負担とする。</li> </ul> |  |

\*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。